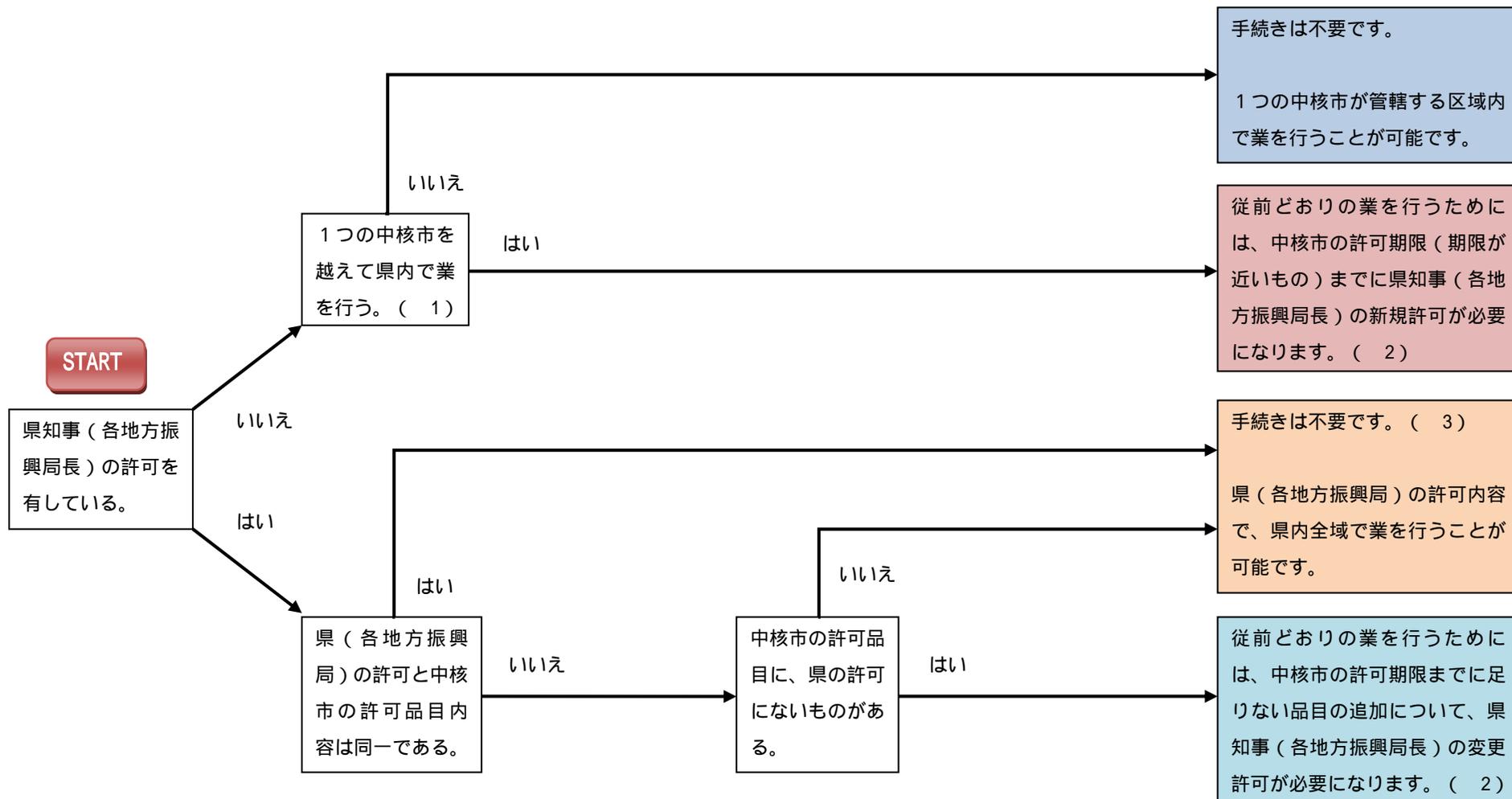


## 収集運搬業者の方が従前どおりの業を行うために

福島県生活環境部産業廃棄物課

福島県において、（特別管理）産業廃棄物収集運搬業（積替え保管なし）を行っている収集運搬業者の方が平成23年4月1日以降も従前どおりの業を行うためには、既存の県（各地方振興局）や中核市の許可の内容によって対応が異なりますので、必要な手続きを次のフローチャートで確認してください。



1・・・郡山市 いわき市まで収集運搬する場合等が該当します。（例：中核市から県外まで収集運搬する場合は該当しません。）

2・・・県（各地方振興局）の新規許可又は変更許可を取得した時点で、中核市の許可は失効扱いになります。

3・・・平成23年4月1日時点で、中核市の許可は失効扱いになります。